

黒部市介護老人保健施設カリエール重要事項説明書

(介護保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名 黒部市介護老人保健施設カリエール
開設年月日 平成 25 年 10 月 28 日
所在地 富山県黒部市牧野 6 9 3
電話番号 (0765) 54-2213
FAX 番号 (0765) 54-2331
管理者名 所長 酒井清司
介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1650780024 号)
(介護予防)短期入所療養介護の通常の送迎の実施地域 黒部市内 (要相談)
通所リハビリテーションのサービス提供時間 午前 8 時 45 分～午後 5 時
通所リハビリテーションの休所日
ア 土曜日及び日曜日
イ 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日
ウ 12 月 29 日から同月 31 日、1 月 2 日、同月 3 日
エ その他市長が特に必要と認める日
通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域 黒部市内 (要相談)

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下で介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、ご利用者様がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにするとともに、1 日でも早く家庭への生活に戻ることができるように支援すること、又は短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) や通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) のサービスを提供して、ご利用者様が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるように在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 施設の職員体制

職 種	員 数	業 務 内 容
医師	1 名以上	ご利用者様の病状を把握し、適切な医療行為を行います。
看護職員	4 名以上	ご利用者様の衛生管理及び看護業務を行います。
介護職員	10 名以上	ご利用者様の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
支援相談員	1 名以上	ご利用者様等に対する各種支援及び相談業務を行います。
介護支援専門員	1 名以上	ご利用者様が自立した生活を営むことができるように施設サービス計画の立案等を行います。
作業療法士等	1 名以上	ご利用者様の個々の状態に応じたりハビリプログラムの作成及び機能回復訓練の指導を行います。
栄養士	1 名	ご利用者様の食事献立作成及び栄養指導業務を行います。
薬剤師	1 名	ご利用者様の調剤、製剤及びその他薬事に関する業務を行います。
事務員	2 名	施設の会計経理その他一般事務処理、建物及び施設設備の保守管理を行います。

(4) 定員 入所 42 名 通所 20 名

2 サービス内容

- 施設サービス計画、短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 計画又は通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画の立案
- 食事 (原則としてみなさん一緒に食堂にておとりいただいております)
朝食 7 時 30 分 昼食 12 時 夕食 6 時
- 入浴 (一般浴槽又は特別浴槽で対応します。但し、ご利用者様の身体の状況に応じて清拭となる場合があります。)
- 医学的管理・看護
入所時には、在宅又は入院 (黒部市民病院以外) 時に服用していた同じ薬が処方されない場合もあります。薬の変更によりご利用者様に不都合があるとお考えの場合は、ご利用開始前に必ずご相談ください。
- 介護
- 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- 相談援助サービス
- その他

※ご利用中のお世話は、看護職員及び介護職員がさせていただきますので、付き添いの必要はありません。但し、衣類などの洗濯や面会、外出又は外泊につきましては、ご家族様のご協力をお願いします。(面会時間は、8 時 30 分から 21 時までです。面会の際には、必ずサービスステーションにて面会簿にご記名をお願いします。)

3 協力医療機関等

- 当施設では、ご利用者様の状態が急変した場合等には、下記医療機関にて速やかに対応いたします。
協力医療機関名及び協力歯科機関 名称：黒部市民病院 住所：富山県黒部市三日市 1108-1

(2) ご利用者様においては、通院等における診療報酬の請求方法が一般患者とは異なりますので、下記のことにご注意ください。

①緊急救命的にすぐに医療の提供が必要と思われる場合以外は、原則として、利用日（入所日又は退所日を含む）に病院や診療所等で薬をもらったり、受診したりしないでください。

②外出、外泊中に当初予定をしていなかった通院をしようとする場合には、病院や診療所へ行く前に施設に連絡し了解を得てください。但し、緊急救命的にすぐに医療の提供が必要と思われる場合には事後でも構いません。

4 利用時のお願い

(1) 他のご利用者様とできるだけ生活をともにする機会をお作りください。

(2) 緊急時、入院を必要とする場合、ご家族様への連絡が後になる場合もあります。入院となった時点で、当施設は退所となることをご承知ください。

(3) ご利用者様の日常生活、面会、外出、外泊等は、他のご利用者様に支障のない限り自由です。外出・外泊を希望される場合は、所定の用紙に記入し許可を得る必要があります。

(4) 施設内は、全面禁煙です。

(5) 施設内での許可のない物品販売、宣伝、勧誘、利用者相互の物品の販売及び金品の貸借は禁止します。

(6) 施設内の壁などに、釘を打つ、テープを貼るなどはご遠慮ください。みなさんの施設ですので大切にお使いください。

(7) 施設内は土足厳禁といたします。ご利用者様は、必ず上履きをご用意ください。

(8) 施設内での闘争、泥酔による負傷、その他、他のご利用者様の療養の妨げとなる行為は禁止いたします。

5 非常災害対策

消防用設備 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯及び誘導標識
防災訓練 年2回

6 事故発生時の対応

ご利用者様に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者のご家族様、居宅介護支援事業所（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション利用時）等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

サービス提供にともなって、当施設の責めに帰すべき事由によって、ご利用者様が損害を被った場合、当施設はご利用者様に対して、損害を賠償します。

7 苦情相談の体制

ご利用者様及びそのご家族様は、当施設の提供する介護保健施設サービス等に対しての要望または苦情等について、看護師長等に申し出ることができます。看護師長等が不在の場合であっても、基本的な事項については職員全員が対応できるように指導するとともに、看護師長等に内容を引き継ぎ、相談や苦情への対応が早期に行えるよう配慮します。

常設窓口 当施設事務所及びサービスステーション（TEL0765-54-2213）

責任者 所長 酒井 清司 担当者 看護師長 稲村 由美子

苦情申立て窓口 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 TEL 0765-57-3303

黒部市 福祉課 TEL 0765-54-2111

富山県国民健康保険団体連合会 TEL 076-431-9833

富山県福祉サービス運営適正化委員会 TEL 076-432-3280

処理体制及び手順

① 苦情があった場合には、受付者は速やかに担当者に報告します。

② 担当者は、直ちにご利用者様等と連絡をとり、事情を聞き、苦情の内容を把握し対応します。

③ 担当者は、その場で解決困難なケースの場合、管理者と相談した上で利用者に対応します。

④ 責任者は、必要に応じて、担当者及び他の職員を加え苦情処理に向けた検討会議を行います。

⑤ 検討会議の結果を基に処理結果をまとめ責任者は、原則として翌日までに具体的な対応を指示します。

⑥ 具体的な対応を行い、苦情受付書に処理結果を記載するとともに、再発防止に役立ちます。

サービス利用説明書

1 介護保険被保険者証等の確認

お申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2 介護老人保健施設サービス等

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画、又は家庭等での生活を継続させる為に立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づいて提供されます。サービスを提供するにあたっては、ご利用者様に関わるあらゆる職種の職員の協議によって施設サービス計画、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画、又は通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、ご本人様及びそのご家族様の希望を十分に取り入れ、また、計画内容については同意を頂くこととなります。

医療：医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者様の状態に照らして必要な日常的な医療・看護を行います。

介護：施設サービス計画、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画、又は通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて実施します。

機能訓練：医師の指示のもとリハビリスタッフ等が個々のケア目標及びリハビリ計画に沿った訓練を行います。病院での医療的リハビリテーションとは異なって、ご利用者様の生活の向上（継続）や家庭に戻ることを目指し、日常生活に根ざしていることが特徴です。

生活サービス：明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるように、常にご利用者様の立場に立って支援いたします。